

公募展・コンクール・講習会等への チャレンジを応援します！

鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金 ＜公募展・コンクール等挑戦支援事業＞

文化芸術活動に取り組む高校生以下の方が、主に県外で行われる公募展、コンクール、講習会等に参加する際の費用を助成します。

対象となる方

県内に在住し、文化芸術活動を行う高校生年齢以下の方

対象事業

県外で開催される全国的な公募展やコンクール等への出品・出場、講習会等への参加。

※美術分野の公募展に限り、県内で開催される全国公募展、一般を対象にした公募展(県展、市展等)への出品も対象とします。

【申請回数について】

当該年度中に申請できるのは1申請者につき、**1公募展・コンクール・講習会等まで**。

※予選等と上位大会がある場合は、双方を含めて1コンクールと数えます。その場合、補助金の上限額は、8万円(国外で開催される大会を含む場合のみ28万円)です。なお、申請はまとめて1回で提出することができます。

※補助金の交付決定後は、原則として、決定を取り消したり、対象となるコンクール等を変更したりすることはできませんので、どのコンクール等について申請されるかは各自でよくご検討ください。



対象経費等

裏面の注意事項もご確認ください！

区分	公募展	【実演芸術分野】 予選・選考を経ずに 出場する大会	【実演芸術分野】 予選・選考を経て 出場する大会	講習会等
1 補助対象経費	①出品料 ②出品作品に係る額 装代・輸送料	参加料	①参加料 ②出場に係る交通費	①参加料 ②参加に係る交通費
2 補助率	10/10			
3 上限額	1万5千円	2万円	4万円 【開催場所が国外の場合】 20万円	2万円

※詳細は、ホームページにて、公募展・コンクール等挑戦支援事業募集要項、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱をご確認ください。

※予算の状況により、新規申請の受付を停止する場合があります。最新の情報はホームページでご確認ください。

【申請・お問い合わせ先】

鳥取県地域社会振興部文化政策課(〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地)

電話:0857-26-7843 ファクシミリ:0857-26-8108

電子メール:bunsei@pref.tottori.lg.jp

ホームページ:https://www.pref.tottori.lg.jp/jidai/

鳥取県文化政策課



申請方法

申請は予算の範囲内で随時受け付けます。事業開始(公募展への出品申込、コンクールへの出場申込等)の20日前までに以下の書類をご提出ください。

※申込後や開催後の申請は原則として受付できません。ただし、開催時期が早いなどの理由で、令和6年度中に申込や参加料の支払いが必要となる場合は、交付申請以前に行われた支出であっても、補助対象経費として認められる場合がありますので、御相談ください。

【申請に必要な書類】

ア 交付申請書 ※申請者は、原則として、補助対象者(高校生以下の方)とその保護者の連名としてください。

イ 実施計画書及び予算書

ウ 公募展・コンクール・講習会等の概要が分かるもの(開催要項など)

文化政策課ホームページ



【申請書類の入手方法】

各様式は、文化政策課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jidai/>)からダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、「申請・お問合せ先」へご相談ください。

【申請書類の提出方法】

文化政策課まで持参、郵送、電子メール、又は「とっとり電子申請サービス」により提出してください。

※電子メールの場合、万が一、容量やセキュリティの関係で受信できない場合に備えて、メール送信後、メールが確実に受信されていることを、必ず電話で確認してください。

【補助対象事業の決定について】

文化政策課において審査を行い、補助金交付の可否を決定します。

注意事項

【対象事業について】

※令和7年度中に開催されるものが対象です。

※県内又はオンラインで開催されるものは対象外です。ただし、美術分野の公募展に限り、県内で開催される全国公募展、一般を対象にした公募展(県展、市展等)への出品も対象とします。

※講習会とは、実技のレベルアップを図るため、文化芸術関係の団体・法人や芸術系の大学等が広く参加者を募集して有料で開催するものを指します。(例:夏休み中に音大が開催する実技講習会など)

なお、無料のもの、コンクール等に付随して開催されるもの、個別に指導者に師事するものは対象外です。

※部活動の一環であっても、個人で参加するものは対象とし、団体で参加するもの及び全国中学校総合文化祭又は全国(近畿)高等学校総合文化祭への参加は対象外とします。

【対象経費について】

※補助対象経費は、実績報告時に、領収書等で支払った金額及び支払の事実が確認できることが必要です。

※出品料、参加料には、システム利用料、コンクール等に付随するワークショップ等の参加料を含みます。

※額装代は額のレンタル、表装、パネル張り等に係る経費を指し、額の購入、作品制作に係る経費は含みません。

※輸送料は、輸送に係る損害保険料を含めた経費を補助対象経費とします。

※交通費は、公共交通機関(タクシーを除く)を利用した場合及び補助対象者本人に係るものに限り、自家用車を利用した場合及び同行者に係るものは対象外です。また、宿泊費は全て対象外です。

※補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てた額とします。

補助金を受けるには、原則として事業に取りかかる前に申請が必要です。
要件や、申請書の書き方などのご相談にも応じます。
お早めにご連絡ください!

